



# 若草一丁目町内会会則

2023年4月8日

若草一丁目町内会

# 若草一丁目町内会会則

## (名称)

第1条 この会の名称は、若草一丁目町内会（以下「町内会」という。）と称する。  
町内会は事務所の所在地を会長宅に置く。

## (目的)

第2条 町内会は、住民相互の親睦と福祉の向上をはかり、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざすことを目的とする。

## (活動)

第3条 町内会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 町内のふれあい、親睦に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 交通安全、防犯に関すること。
- (4) 福祉活動に関すること。
- (5) 青少年の健全育成と非行防止に関すること。
- (6) 人権教育と啓発に関すること。
- (7) スポーツ、健康に関すること。
- (8) 町内の環境整備と衛生に関すること。
- (9) 町並みの保存に関すること。
- (10) 集会所の日常管理に関すること。
- (11) 住民の慶弔に関すること。
- (12) その他町内会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (構成)

第4条 町内会は、若草1丁目町内の住居民で構成する。  
町内会会員（以下「会員」という。）は、戸を単位とする。

## (役員)

第5条 町内会に次の役員を置く。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 会長                       | 1名 |
| (2) 副会長 兼 町並み保存委員 兼 ふれあい推進委員 | 1名 |
| (3) 会計                       | 1名 |
| (4) 交通防犯委員                   | 1名 |
| (5) 社会福祉委員                   | 1名 |
| (6) 青少年育成委員                  | 1名 |
| (7) 人権教育推進委員                 | 1名 |
| (8) スポーツ振興委員                 | 1名 |
| (9) 環境美化委員                   | 1名 |
| (10) 班長                      | 6名 |
| (11) 会計監査                    |    |

## (役員を選出)

第6条 会長は、20歳以上の町内会構成員（以下「構成員」という。）の中から選挙により選出する。

- (1) 選挙は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が実施する。委員会は班

長で構成する。ただし、立候補者は除く。また、委員長は委員の互選とする。

(2) 選挙は12月末日までに実施するものとし、次の通りとする。

- ① 立候補者は、会員の10分の1以上の推薦人による推薦状および所信表明書を添付し、11月末日までに委員会に届け出る。
  - ② 委員会は、投票の日時・場所および立候補者の氏名を記載した選挙通知文書に立候補者の所信表明書の写しを添えて、投票日の2週間前までに全戸に配付する。
  - ③ 投票および開票には、委員会が構成員の中から指名した2名の立会人を置く。
  - ④ 選挙権は、会員1戸あたり1票とする。
  - ⑤ 開票は、即日開票とし、最多得票数を得た者を当選者とする。
  - ⑥ 委員会は、開票の結果を文書で全戸に通知する。
  - ⑦ 立候補者が1名の場合は、無投票当選とする。
- 2 会長立候補者が無い場合は、第11条に規定する役員会で会長候補者を推薦し、総会にて選出することができる。
- 3 会長立候補者が無く、推薦する会長候補者も無い場合の会長の選出方法、および会計監査を除く他の役員の選出方法は、班単位の輪番制とし、輪番班の会員の互選により選定し、総会にて選出する。
- 4 80歳以上の高齢者、災害時避難要援護者、単身者、心身の健康に支障のある方、要介護者と同居の方などは、役員選定の辞退を申し出ることができる。
- 5 会計監査は、原則として前年度の会長および会計とする。
- 6 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、3年を限度とする。その期間は、就任した時の総会から任期満了の年の総会までとする  
途中交代の場合における任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 総会の開催時期は、年度末決算から3か月以内におこなわなければならない。

#### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、町内会を代表し、会務を統括するとともに、町内自主防災会会長を兼務し、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の理事、自主防災連合会の委員および集会所管理委員、若草・岡本西地区協働活動委員会の委員に就く。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行するとともに町内自主防災会副会長および町並み保存委員を兼務し、協議会のふれあい推進委員会の委員および協議会の代議員に就く。町並み保存委員は、町並み保存に関することを行うとともに、若草地区町並み保存委員会の委員に就く。ふれあい推進委員は、ふれあい活動に関することを行う。
- (3) 会計は、協議会の代議員に就き、町内会の会計に関する事務および役員会議事録の作成を行う。
- (4) 交通防犯委員は、交通安全および防犯に関することを行うとともに、協議会の交通防犯委員会の委員に就く。
- (5) 社会福祉委員は、地域福祉に関することを行うとともに、協議会の社会福祉協議会の委員に就く。
- (6) 青少年育成委員は、青少年の健全育成および非行防止に関することを行うとともに、協議会の青少年育成委員会の委員に就く。
- (7) 人権教育推進委員は、人権教育および啓発に関することを行うとともに、協議会の人権教育推進委員会の委員に就く。
- (8) スポーツ振興委員は、スポーツの振興に関することを行うとともに、協議会のスポーツ振興委員会の委員および若草・岡本西地区協働活動委員会スポーツ



- まつり実行委員会の委員に就く。
- (9) 環境美化委員は、環境整備と衛生に関することおよび公園等の維持管理に関するを行うとともに、協議会の環境美化委員会の委員に就く。
  - (10) 班長は、班を代表し、班内の連絡調整を行うとともに、町内自主防災会班長および町内選挙管理委員を兼務する。
  - (11) 会計監査は、町内会の年度末会計および活動に伴う経費を監査する。

(顧問)

第8条 町内会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の委嘱は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。
- 3 顧問は、会長の諮問役として、会長および役員会に意見を具申することができる。

(会議)

第9条 町内会に次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第10条 総会は、町内会の最高議決機関として、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 活動の計画、報告および運営に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他町内会の運営について重要な事項。
- 2 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 4 総会の議長および2名の議事録署名人は、出席した会員の互選により選出する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6 一般会員は総会において、1戸につき1票の表決権を有する。単身者用マンション会員、賛助会員は表決権はないものとする。
- 7 総会の議事録は、次の事項を記載し、議長および2名の議事録署名人が署名または記名押印したものを、全戸に配付する。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 総会成立要件の状況
  - (3) 議長および議事録署名人の選出
  - (4) 議事の経過の概要
  - (5) 議決事項

(役員会)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を協議する

- (1) 第3条に規定する活動の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- 2 定例役員会は原則として毎月開催するものとし、臨時役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、定数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

5 役員会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(町並み保存委員の承認)

第12条 若草地区町並み保存委員会から推薦を受けた町並み保存委員(専任委員)の承認は、町内会役員会にて行うものとする。

(会計年度)

第13条 町内会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費、会費)

第14条 町内会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は次の通りとする。

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| ・ 一戸建て会員      | 4,800 円/年 (2,400 円/半年) |
| 内訳            |                        |
| 町内会費          | 3,100 円/年              |
| まち協会費         | 500 円/年                |
| 地区別活動費        | 300 円/年                |
| 集会所管理費        | 900 円/年                |
| ・ 単身者用マンション会員 | 1,500 円/年              |
| 町内会費          | 1,200 円/年              |
| まち協会費         | 300 円/年                |
| ・ 賛助会員A(店舗住宅) | 12,000 円/年             |
| 町内会費          | 10,300 円/年             |
| まち協会費         | 500 円/年                |
| 地区別活動費        | 300 円/年                |
| 集会所管理費        | 900 円/年                |
| ・ 賛助会員B(店舗)   | 12,000 円/年             |
| 町内会費          | 11,500 円/年             |
| まち協会費         | 500 円/年                |

(弔慰金)

第15条 住民が死亡したときは、下記の金額の弔慰金および供花を贈る。

- (1) 弔慰金 10,000 円
- (2) 供花 10,000 円程度

(掲示板の維持管理)

第16条 掲示板の維持管理は、町内会長の責任において行う。

2 使用者は、町内会長に掲示の申請をし、掲示物に許可印を受ける。

3 使用許可の制限

- (1) 政治、宗教、営利事業等に関するものは許可しない。
- (2) 公の秩序または風紀を乱すおそれがあるものは許可しない。

4 使用者の責務

- (1) 掲示期間を明示する。
- (2) 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除く。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃は、総会の議決をもって行うことができる。

(その他)



第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この会則は平成25年5月1日から施行する。

|      |           |  |
|------|-----------|--|
| 改正記録 | 平成25年4月6日 | 全面的に改正   |
|      | 平成26年4月6日 | まちづくり協議会会則改正に伴う改正  |
|      | 平成28年4月3日 | 地区協働活動委員会の名称、活動費、組織等の<br>変更、会則見直し及び総会にて会費改訂議決に<br>伴う改正                                     |
|      | 平成29年4月2日 | 若草・岡本西地区協働活動委員会にスポーツま<br>つり実行委員会設置に伴い、体育振興委員の職<br>務見直しにより改正                                |
|      | 平成30年4月1日 | まちづくり協議会会則改正に伴う改正  |
|      | 2020年4月1日 | 1丁目の名称を一丁目に改正<br>副会長にふれあい推進委員の兼務を追加  |
|      | 2022年4月1日 | まちづくり協議会会則改正（会費変更）に伴<br>う改正<br>学生マンション「ビアンクール」管理会社の<br>変更、学生専用から単身者用へ変更に伴う改正               |
|      | 2023年4月8日 | まちづくり協議会会則改正（体育振興委員会か<br>らスポーツ振興委員会への名称変更）に伴う改<br>正<br>なお、この改正はまちづくり協議会会則改正の<br>施行をもって適用する |

## 若草一丁目町内会会則 施行細則

（目的）

第1条 本細則は、若草一丁目町内会会則（以下、会則と称する）の規定に基づき、町内会の運営および業務の執行について、会則の定めなき補足的条項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 会則第4条2項に掲げる会員とは一般会員、賛助会員（商業地区）、マンション会員（単身者用マンション「ビアンクール」）をいい、一般会員、賛助会員は戸を単位とし、単身者用マンション会員は室を単位とする。

2 賛助会員については下記のように定める。

(1) 若草一丁目の商業地域内において店舗を有し、営業活動を行う法人あるいは個人にあっては、町内会役員会において適正と認められた場合、賛助会員となることができる。

(2) 賛助会員には下記の免除事項を設ける。

- ・ 町内会役員を選出候補から除外する。
- ・ 町内会各種行事への参加を免除する。（町内一斉清掃、防犯パトロール等）

3 単身者用マンション会員は、株式会社コンクウェスト（マンション管理会社）と若草一丁目町内会との合意書に基づき活動を行うものとする。

(役員を選出)

第3条 会則第6条の規定は下記の輪番表に基づき運用する。副会長、会計、専門委員、班長は立候補制とせず、原則以下の輪番に従うものとする。三役選出班以外の班は、専門委員2名、班長1名を互選で決めるものとする。

三役の輪番表および専門委員と班長の選出

| 年度   | 三 役 |     |    | 専門委員と班長の選出  |
|------|-----|-----|----|---|
|      | 会長  | 副会長 | 会計 |   |
| 2023 | F班  | G班  | E班 | <各年度共通><br>・三役選出班は班長1名を選出する。<br>・三役選出以外の班は専門委員2名と班長1名を選出する。 |
| 2024 | C   | B   | F  |   |
| 2025 | D   | E   | C  |   |
| 2026 | G   | F   | D  |   |
| 2027 | B   | C   | G  |   |
| 2028 | E   | D   | B  |   |
| 2029 | F   | G   | E  |   |
| 2030 | C   | B   | F  |   |

- 2 会長立候補があり当該年度の役員会で承認された場合、輪番会長選出予定班は三役選出以外の班となり、専門委員2名と班長1名を選出する。会長立候補の有無に拘わらず副会長、および会計の輪番は表の通りの年度別輪番制を基準とし、当該年度以降も継続する。
- 3 当該年度の班長は、年度内に次年度の専門委員、およびその補佐の担当可否の打診をしておくものとする。

(役員職務)

第4条 会則第7条の各役員職務の中で、事情により、本人の職務履行が困難な場合、他の役員が代行することが役員会で承認された場合、当該役員職務の一部を他の役員が遂行することができる。

(会費)

第5条 会則第14条の会費の徴収、運用は次の通りとする。

- 2 会費は4月と10月に集金し、4月(会費の集金時)の入居者数を基本に協議会に振り込む。
- 3 転入、転出時での町内会および協議会の会費精算は行わない。
- 4 賛助会員AおよびB、単身者用マンション会員の町内会会費は4月1日の入居戸数、室数をもって徴収する。

(弔慰金)

第6条 会則第15条に掲げる「住民が死亡した時」の「住民」とは、一般会員と賛助会員Aで、戸を構成する同居者(家族を含む)を意味し、戸に対して当該額を支給する。

(掲示板の維持管理)

第7条 会則第16条の規定に基づき、次のように運用する。

- (1) 掲示板の活用推進のため、掲示板活用推進委員を置く。
- (2) 掲示板の維持管理は、会長、副会長および掲示板活用推進委員の責任に



おいて行う。

- (3) 若草一丁目町内会員（賛助会員および単身者用マンション会員を含む）であれば、誰でも自由に掲示板を利用することができる。
- (4) 原則として管理責任者の許可を得るものとするが、手続きにおいて事前承認を得ることが困難な場合、事後報告でも可とし、書面提出を省略することができる。
- (5) 掲示物は地域活動、公共活動等に関わるものとし、公序良俗に照らし適当と判断される内容のものであること。
  - ・ 政治、宗教、思想(主義主張)、誹謗中傷、個人的営利(賛助会員以外)等に関するものは許可しない。
  - ・ 管理責任者が不適当と認めたものは許可しない。
  - ・ 前項で認められたものでも町内会員から不適当と指摘があった場合は、役員会においてその掲示可否を速やかに協議決議する。掲示物が不適当と判断された場合は、掲示板利用者の了解なしに撤去することが出来る。
- (6) 当該役員および掲示板活用推進委員は掲示板の管理、活用推進、環境保全等に留意し、豊かなコミュニティ創造に努めるものとする。

(行政事務委託料の明確化)

第8条 行政事務委託料は町内会口座に入金し、入金したその用途については、町内会から拠出する義援金や募金などの寄付金の原資とするほか、役員活動費、必要経費等に充てるものとする。

(若草一丁目特別会計の運用)

第9条 「若草一丁目特別会計」(以下、特別会計)を創設し、次のように運用する。

- (1) 初年度(平成25年度)は一般会計で収支決算後、必要以上の予備費は特別会計に繰り入れ、次年度以降もこれに従い、特別会計で積み立てる。
- (2) 年会費以外に臨時の会費徴収が必要となった場合、特別会計からの拠出で賄うことを原則とし、支出金額については役員会で協議決議する。

(書類の保管)

第10条 若草一丁目町内会活動に関わる書類の保管期間は原則として5年とし、これを超えたものは廃棄処分する。なお、長期保管が望ましいと思われるものは、適宜、保管期間を延長する。  
保管場所は若草第一集会所の保管庫とする。

(細則の改正)

第11条 この細則の改正は、役員会の議決をもって行うことができる。

付則 この細則は、平成24年11月1日から施行する。

改正記録

平成26年4月6日協議会会費見直しに伴う。

平成27年4月5日協議会会費見直しに伴う。

平成28年4月3日協議会会則変更、細則見直しに伴う。

平成30年4月1日協議会会費変更、細則見直しに伴う。

2020年4月1日文書誤植の修正

役員輪番表の改定



会費の手順改正 など

2022年4月1日学生マンション「ビアンクール」管理会社  
の変更、学生専用から単身者用へ変更に伴う。

2023年3月19日(3月度役員会)

輪番表の改正